



SUZURAN DIARY OF TENKO

<<平成19年1月のページ | 平成19年3月のページ>>

2007年2月17日(土)

民事再生事件で、営業譲渡許可申請関係の書類の起案をしに来なければならず、一日中事務所で起案をしました。しかし、土曜日にも拘らず結構電話が架かってきて、なかなか起案に集中できませんでした。依頼者や悩みを抱えている相談者にとっては、お休みは関係ないので当然といえば当然のことですが、少し起案に集中したいというのが本音です。何とか、提出予定書類の素案は書き上げることが出来ましたが、結局他の仕事を積み残してしまったので、明日の日曜は自宅で月曜日の準備をしなくてはならなくなりました。

月曜日は、土地区画整理の講義をすることになっています。何回講義を担当しても新たな疑問が出て来ますし、分からないことだらけという気がします。昔大学で刑事訴訟法のゼミを担当して頂いていた先生から「鈴木君、何年講義を担当しても、これで良いということはない、いつも疑問が湧いてくる」と話して頂いたのを思い出します。私と先生とはレベルが全く違いますが、先生の言っていたことの少しは分かった気がする今日この頃です。疑問が湧くというのは、少しは進歩したということなのかもしれません。

2007年2月15日(木)

今日は、午前中弁護士会館において、20日に行う隣接士業に関するシンポジウムの打ち合せに参加しました。20日のシンポには、他士業の方にもシンポジストとして参加して頂くことになっており、他士業の方とシンポの内容についてのすり合わせがなかなか難しく、その調整のための打ち合せでした。

その後、事務所に戻り、民事再生事件の再生計画に関する打ち合せをしました。再生計画の通りの認可をされると多額の債務免除益が出ることになり、これが課税されると再生自体が難しくなるので、何か良い方法がないか検討をしました。再生計画において多額の免除を得ることは再生債務者にとっては有難いことですが、多額の免除益が出ることになるので、場合によっては税金が多額に発生することになり、難しい問題を抱えることになるのです。

午後からは、保釈の関係の打ち合せを行い、身元引き受け書を書いて頂きました。その後、もう一つの民事再生事件の打ち合わせを行いました。監督委員から難しい質問が来ており、その回答のための打ち合せが主な内容でした。夜は、損害保険関係の人達との懇親会に参加し、久しぶりに翌日までの懇親を楽しみました。

2007年2月11日(日)

建国記念日です。建国記念日は、毎年、京都花山で催される星祭に行っていました。今年は私の事務所に昨年まで勤務していたSさんの結婚式があり、それに出席するため家内と二人で東京に行きました。結婚式には、当事務所の関係者全員が招待されていました。

結婚式は広尾にある古いお屋敷をレストラン風に改築された場所で行われました。最近では、従来行われていた様な結婚式場や、ホテル主導の結婚

式より、新郎・新婦の意見を取り入れた手作りの結婚式が流行っているようで、Sさんの結婚式もアットホームな雰囲気、手作りの全員参加型の式でした。始めて経験する「人前結婚式」も新鮮でした。

Sさんは、可愛く綺麗で素敵でした。Sさんの知らなかった一面も見る事が出来て興味深かったです。皆さんに祝福され、よい式でした。

Sさん、幸せな家庭を築いて下さいね。

2007年2月10日(土)

今日から、巷では3連休のところもあるようですが、当事務所はそんな訳にも行きません。私は、当番弁護士の指定弁護士として栄の法律相談センターに行きました。指定弁護士の仕事は、休日は弁護士会がお休みのため、当日当番弁護士として被疑者に面会に行ってくれる弁護士に対して、接見に行く場所と被疑者を振り分けるのが主な仕事です。刑事弁護委員会の弁護士が交替で行っており、勿論？費用は出ません。

当番弁護士は、平成2年頃から各地の弁護士会において、身柄を拘束されている被疑者に対して、原則として24時間以内に1回無料で接見に行く制度として立ち上げられたものです。休日に、文句も言わずに接見に赴いてくれる当番弁護士の皆様には本当に頭が下がります。

昨年法テラスが出来てから、制度が複雑になり振り分け作業が少し大変になっていましたが、今年から、指定弁護士を補助するアルバイトの女性が来てくれるようになっており助かりました。

途中で、当事務所のF先生に交代して貰い、午後は事務所に戻り民事再生中の会社の起案をしました。事務所には、お休みにも拘わらずMさんも出てきてくれておりました。いつもご苦労様です。民事再生事件が終わった少しゆっくりしましょうね！

2007年2月7日(水)

今日、時々私の日記に書かせて頂いていた(11月27日、1月12日)殺人と詐欺の否認事件の控訴審判決がありました。本当に残念ながら控訴棄却の判決でした。勿論全く納得行きません。現行の刑事裁判の問題点(「疑わしきは、被告人の利益に」との刑事裁判の基本原則が働かず、多くの冤罪事件を生み出している。捜査段階の供述証拠が安易に採用される。人質司法といわれ、争っていると身柄の解放がなされない等)が凝縮されたような判決でした。

審理は比較的丁寧になされた気がしましたが、判決内容にはその審理経過が反映されず、被告人・弁護人の疑問点に全く誠実に答えようとしないう極めて杜撰な判決でした。このような判決で長期間身柄を拘束されなければならないなくなった被告人のことを考えると、同じ法曹人として本当に申し訳ない気持ちになります。そして、こうした刑事裁判の実態が一般には殆ど知られていない現実が寂しくもあり、また悲しいです。しかし、弁護士は、このような現実を受け止め諦めることなく、進んで行かなければならないのですね…。

2007年2月3日(土)

金沢で中弁連の刑事弁護委員会主催の刑事弁護経験交流会が開催されたので、それに参加するため金沢に行ってきました。暖冬のせい、北陸金沢でもほとんど雪はありませんでした。

経験交流会は、被疑者段階の弁護活動についての経験交流がテーマでした。現在の刑事弁護は、捜査段階で勝負が決まる(起訴されると、なかなか被告人の言い分は通らない)と言っているのが、被疑者弁護は本当に大切です。刑事弁護に関心がある弁護士はほぼこの点については共通の認識を持っています。その意味でも意味のある経験交流会でした。夕方まで熱心な討論がなされ、参加者の熱意に感心しました。



SUZURAN DIARY OF TENKO

<<平成19年2月のページ | 次のページ>>

2007年3月24日(土)

午前中は、長期間継続している事件の尋問準備をしました。事件の中味は十分理解しているつもりでしたが、書証だけでも100程ある事件ですので、再度読み返すと不十分な点や理解が行き届かなかった点さらに新しい発見があったりして驚かされます。当たり前のことですが、十分ということはないのですね。

午後は、有料法律相談の担当のため栄の法律相談センターへ行きました。貸金の返還の相談、妻子ある男性と交際し、男性の奥さんから慰謝料を請求されたのでどうしたらよいかとの相談、借家のトラブルの相談等がありました。

貸金の相談は、貸してから10年近く経過しており、時効寸前であり、何故今まで相談に来なかったのか不思議でした。慰謝料請求事件は、行政書士が書面代理している事件でした。行政書士の書面代理行為もかなり広がっているとの印象を受けました。ただ、弁護士からすると、書面代理では、代理人としてその後の交渉はすることは出来ないはずなので、今後どうするのかと思います。制度として中途半端だと思います。

2007年3月21日(水)

春分の日です。ここ半月くらい寒い日が続き、暖冬の一月、二月が嘘のようでしたが、さすが春分の日ともなると日差しが強く、春を感じさせます。ここ数ヶ月精神的・肉体的に辛く・厳しい日が続きましたが、春の到来とともに、私にもきっと素敵な春が来ると信じて頑張ろうと思いました。

朝、いつもの休みと同じように公園の周りを一人走っていたら、お年寄りが多数ゲートボールをするために集まって来ました。多くのお年寄りを掻き分け走っていて、俺は貴重な休みに何故わざわざ早起きして走っているのだろうかと自問していました。回答は出ませんでした。何故か「こんな(自分を追い込む)人生が自分には合っているな」と思っていました。

2007年3月16日(金)

今日事務所の配置換えを行いました。当事務所も事務局3人体制となり、また秋からは、弁護士が新たに一人加わり、弁護士も3人体制になる予定なので、それに合わせて事務所の配置換えを行ったのです。配置換えをするため仕事を休む訳にもいかないので、仕事をしながら並行して作業をしました。作業の途中で何本か電話が架かってきたり、来客があったりする中での作業でしたので、結構大変でしたが事務所のスタッフ総動員で頑張り何とか一応の配置換えは済ませました。しかし、まだ書類の整理や本の配置がバラバラなので、しばらくは書類や本のある場所を探して右往左往しそうです。